

第7章 計画の推進

第7章 計画の推進

1. 障害者施策推進体制の強化

障害者施策は、福祉や保健・医療などの分野だけでなく、住宅、交通、まちづくりといった生活環境全般の幅広い範囲に及び、障害の内容や程度及びライフステージに応じた総合的なきめ細かい取り組みが必要となります。

障害のある人の多様なニーズに応じて、これらの各種サービスが総合的に提供できるようサービス提供事業者、医療機関、関係機関の連携を強化していくことが必要です。

このため、障害のある人、障害のある人の団体、障害福祉サービス事業者、学識経験者、福祉・医療・雇用・教育の関係機関、その他関係団体からなる津山市障害者施策推進協議会及び津山地域自立支援協議会から幅広く専門的な意見を聴取し、計画の推進を図ります。

2. 障害のある人、市民及び関係機関との協働

障害のある人が安心して、地域社会で生活していける社会を実現するために、各施策を効果的に実施していく必要があります。

そのためには、市民の協力はもとより、市と関係機関（福祉施設、福祉サービス事業者、教育機関、医療機関、ボランティア団体、障害のある人の団体、その他団体等）などとの連携は不可欠であることはもちろん、地域社会と関係機関の協力体制も必要であり、関係機関との連携を図り、支援を行っていくことで障害者施策の推進を図ります。

また、障害者施策の広報による周知に努め、障害のある人も含めた市民の主体的な参画を促進するとともに、障害のある人やその家族に障害福祉サービスなどを周知し、各種サービスの積極的な利用を促進します。

3. 広域地域での協働

計画を推進するにあたっては、広域的な視点で取り組んでいくことも必要であり、国や県及び近隣の市町村などとの連携を図り、障害者施策の展開やサービスの提供を行います。

4. 計画の進行状況の管理

障害者計画、障害福祉計画の推進にあたっては、計画内容の着実な実現を図るため、全庁的な取り組みにより、施策を推進していくとともに、津山市障害者施策推進協議会及び津山地域自立支援協議会を中心に、計画の進捗状況等の点検並びに評価を行い、計画を推進してまいります。

